

広島県告示第六百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十一年七月六日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年六月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道三七五号	東広島市高屋町杵原三九二九番一五地先から 東広島市高屋町杵原三九一八番一〇地先まで	平成二十一年六月二十三日